

京都市商業集積活性化会議設置要綱

平成11年7月1日決定

平成18年5月24日一部改正

平成25年7月24日一部改正

(設置)

第1条 本市における望ましい商業集積の在り方及びその誘導について意見を聴取するため、京都市商業集積活性化会議（以下「活性化会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 活性化会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 活性化会議の委員は、学識経験を有する者、商業者を代表する者、本市行政関係職員及びその他市長が必要と認める者から、市長が依頼する。

3 活性化会議には委員長及び副委員長を置き、委員のうちから委員の互選により定める。

4 委員長は、活性化会議を代表し、会務を処理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(招集)

第4条 活性化会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第5条 活性化会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 活性化会議は、必要があると認められるときは、委員又は委員以外の者から意見を聴取するための部会を開催することができる。

(事務局)

第6条 活性化会議の事務を処理するために、産業観光局商工部商業振興課に事務局を設置する。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、活性化会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

附則

この要綱は、平成１８年５月２４日から施行する。

附則

この要綱は、平成２５年７月２４日から施行する。